

平成26年5月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年5月16日〔金曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第6号 荒廃農地の非農地の判断について

○会長

おはようございます。皆さん本日はご苦労さまです。

5月に入りまして、日に日に夏めいた季節となってまいりました。

農作業の方もキビの管理作業、そしていもの植付けも最盛期になってきたのではないかと思うところです。日々暑さが増してくると思いますが、くれぐれも体調には御注意をしていただきたいと思います。

また本日は定例会終了後、現地研修を計画しております。定例会がスムーズに終了しますように御協力をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、会議規程によりまして、5月の定例総会を開催します。

まず初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番浦口委員と9番脇田委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。まずは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。

資料は、1ページになります。今月は、所有権移転1件、賃借権4件の合計5件の申請がありました。

まず、番号1番です。安納の軍場地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1539平米を賃貸借により2年間貸借するものであります。

今回、独立行政法人の安納試験場が借り受けるもので不許可の例外である農地法施行令第6条第1項第1号のイに該当することから、下限面積の50アールを超えませんが、問題ないと考えております。

続きまして2番です。下西の下石寺地区の土地であります。台帳地目が原野で、現況が畑です。畑2筆で合計面積2334平米を売買により所有権移転するものであります。

3番です。住吉の能野地区の土地で、台帳現況地目が畑の1筆で、面積3765平米を賃貸借により、10年間貸借するものであります。名義人の方は、成年後見人を立てております。

4番です。住吉の能野地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積が1689平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

5番です。住吉の能野地区の土地です。台帳現況地目の畑が1筆で、面積752平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

なお、3番から5番の借人は同じ方です。

以上、本件1番は、不許可の例外に該当し、2番から5番までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○5番委員

5番です。1番について説明いたします。12日に借人立ち会いで現地を確認しました。現在、半分はさとうきびが作られており、半分は何の作付けされておりました。また、貸人についても会って確認をとっております。申請どおり間違いありませんでした。

○10番委員

はい、10番です。2番について報告します。5月11日に現地調査をいたしました。譲受人は建設業を営んでおります。台帳は原野、現況は畑、面積は2筆で2334平米です。この2334平米には、周りの山林も含まれております。

台帳は2334平米ですが、現況はこの倍ぐらひはあると思います。山林については、先々砂利を採取したいということです。これについては、県のほうに申請がなされると思います。申請どおり間違いありません。以上です。

○14番委員

はい、14番です。3番、4番、5番について説明いたします。

13日に借人立会のもと現地を確認いたしました。畑はロータリーを掛けておりました、これから園芸を主にした植え付けをするということでした。

借人は今年営農大学を卒業したばかりで、これから徐々に農地を広げていきたいという話でした。3番、4番、5番の貸人には電話で確認をいたしました。

申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

ただいま、議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がございました。これにつきまして、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

3番です。番号2についてお尋ねします。この方は、説明では建設業を営んでいるということですが、この取得した農地については何を作付けするのでしょうか。

○10番委員

他の方に貸す予定だそうです。現在はさとうきびを植えています。

○3番委員

本人は耕作をしないのですか。

○10番委員

本人は、手が回らないので貸す予定だそうです。

○3番委員

農地を取得する時は、耕作が目的だと思いますが事務局どうでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。農地法では、許可後の農地については有効利用を本人若しくは世帯の方が、行うという条件がありますので、他の方に貸すというのは、許可に該当しないと云えます。他の人に貸すということを今初めて聞いたものですから、今回は、厳しいと思います。

○3番委員

私もそう思いますので、今伺ったところです。耕作目的が1番だと思います。

これは、不許可が良いと思います。

○8番委員

この方は、売買の権利はある訳ですか。

○事務局

申請人の耕作面積は7399平米ありますので、権利はございます。

○3番委員

この建設業者の方は、何か作物を作っているのですか。

○10番委員

米などを作っております。

○3番委員

他に作っていてもこの農地を人に貸すということであれば、今事務局も言われたように許可は出来ないということです。

○議長

この件につきまして、他に質疑はありませんか。

○6番委員

はい6番です。今3番委員の言うように許可でないということで、今後考えを改めて耕作するというのであれば、それでも許可できないのでしょうか。米を作っている訳ですので、耕作出来ると思うのですが。

○事務局

それについては許可できるのですが、今回の場合は所有権移転後すぐ人に貸すというのであれば、許可できないということです。

○議長

農地法上は、取得後すぐ人に貸すということでは許可できないということですが、どうですかね。10番委員は、本人に確認した訳ですよ。

○10番委員

本人は山林部分について、砂を採取したいというのですが、その山林部分だけ分筆測量をして、砂を取ることはできるのですか。

○3番委員

農業委員会は、農地について審査するところですから、山林については関係ないと思います。

○事務局

あくまでも農地法で許可する場合は、下限面積5反以上耕作しているということと、従事日数150日以上、許可後にその農地すべてを有効活用するという要件があります。農地自体は有効に活用されている訳ですけども、あくまで本人若しくは世帯員が耕作しないといけませんので、許可要件を満たしていないということになってきます。

○7番委員

7番です。先程この隣接する山林については、砂を採取するということですけども、この畑の部分も採取するのですか。

○10番委員

いえ、畑はそのまま残すということです。

○議長

はい、色々出ましたが、担当委員が確認して本人が耕作しないということですので、これが許可要件に該当しないということです。

それでは、最初にこの2番について採決したいと思いますがよろしいですか。

○6番委員

はい、今農地法のことについて良く解らないまま申請している訳ですから、今後検討して、自分で耕作するということになってくれば、話は違ってきますよね。

○13番委員

13番ですが、いいですか。原野で砂を採取し畑はそのままだということであれば、その部分を分筆して採取をやれば問題ないと思います。

畑の方は、先程3番委員がいわれたように農業委員会としては、耕地に関することだけです。原野部分については関係ないと思います。

そのことを確認して、その畑を切り離すということで問題ないと思います。

○3番委員

今問題になっているのは、取得して人に貸すということですので、このことの結論を出していただきたいと思います。

○議長

それでは、これについて採決したいと思います。番号2の申請に関しまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

挙手がありませんが、全員不許可ということによろしいですか。

それでは、2番に関しては、今回不許可とさせていただきたいと思います。

その他1番、3番から5番について質疑はございませんか。

○8番委員

番号1について、借賃が端数になっておりますがこれでよろしいのですか。

○事務局

ここは、土地改良で整備されている土地ですので、こちらで公表している標準額で計算し、端数まで出しております。

○議長

よろしいですか。それでは、1、3、4、5番について採決をしたいと思います。

これについて、原案どおり承認する方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番、3番、4番、5番につきましては、原案どおり許可することとします。なお、2番につきましては、不許可とさせていただきたいと思います。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は2ページになります。今月は、一般住宅1件の申請であります。スライドをお願いいたします。1番と2番は同じ一般住宅の転用申請であります。

2筆にまたがっており名義人が異なるために、資料では番号が分かれております。

1番と2番はまとめて説明したいと思います。申請地は、下西の下石寺地区の土地で、台帳現況とも畑で合計面積が288平米であります。

申請理由としましては、現在借家住まいで手狭になり、申請地を購入して自己の住宅を建築したいということであります。建築面積は111.51平米であります。

土地の条件は、農振農用地域外で住宅が連檐している区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は、南に道路、北に畑、東西に住宅があり、融資証明書、被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

この件につきましては、昨日現地調査が行われております。調査委員になられました方々はご苦労様でした。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○9番委員（調査委員長）

報告をいたします。昨日5番委員、担当の10番委員、事務局、申請人立会のもとで、現地調査をいたしました。

先ほど説明がありましたように、1番と2番は同じ畑ですけれども2筆になっており

まして、こういう申請になっております。

場所は下石寺公民館からちょっと上がったところの市道沿いの土地です。転用理由は、説明があったように土地を購入して住宅を建てるということです。周辺もほとんど宅地でありまして、転用については問題ないという意見で一致をしました。

ただ、ここは排水の側溝がないということで、聞き取りをしました。

30メートルほど下流に三面張りの側溝がありまして、そこまではパイプを地下に埋めて、持っていくということです。

また、埋める土地の地主さんにも了承をもらっているということで、何の問題もないという判断をいたしました。以上です。

○議長

続きまして、担当委員の方からの報告があればよろしく申し上げます。

○10番委員

ただ今事務局並びに調査委員長から説明がありましたけど、現在までこの76平米の申請人の土地があるということは、この5条申請をするとき初めて気がついたところでございます。それで、もう何十年も2番の申請人が農地として、耕作をしておりました。今回初めて解ったことで、この2人の申請となったところです。

○議長

ただいま、事務局並びに調査委員長、担当委員の方から議案第2号につきまして、説明がございました。それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありましたので、採決いたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番、2番につきまして、許可する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番、2番につきましては、許可することとし、県の常任会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「非農地証明について」を説明いたします。3ページをお開きください。

1番は、国上野木平方面の土地です。台帳地目は畑でありますけれども、平成14年以前から耕作せず現在原野と山林になっております。交付基準1の(ウ)に該当いたします。

2番です。下西の下石寺方面の土地です。台帳地目は畑ですが、平成10年以前から

耕作せず、現在宅地となっております。交付基準2に該当いたします。

3番です。下西の下石寺方面の土地です。台帳地目は畑ですが、昭和56年以前から耕作せず現在宅地となっております。交付基準1の(イ)に該当いたします。

4番です。下西の下石寺方面の土地です。台帳地目は畑でありますけれども、昭和25年以前から耕作せず、現在公衆用道路となっております。交付基準1の(イ)に該当します。

続きまして、4ページであります。5番です。下西の下石寺方面の土地です。台帳地目は畑でありますけれども、昭和56年以前から耕作せず、現在宅地となっております。

交付基準1の(イ)に該当いたします。以上で説明を終わります。

○議長

はい、議案第3号につきましても、昨日現地調査が行われております。

調査委員長の報告をお願いいたします。

○9番委員(調査委員長)

報告をいたします。1番ですけれども、国上野木平地区で、集落よりかなり奥に入った場所で、調査表の1番上の1筆はもう20年以上前から耕作をしていないということで山林でした。下の2筆については、山林化まではしておりませんでしたけれども、かなり荒れておりまして、農地への復元は不可能かなということで判断をいたしました。

この2筆は畑としては大変良質な畑だったような感じですがけれども、ススキや茅が生茂っておりまして、農地にはできない状態でした。

2番の2筆ですけれども、今スライドで見てもらっているように、現在倉庫が建っております。調書には平成10年以前とありますけれども、本人に聞き取りをしましたところ平成6、7年頃にこの倉庫を建てたということで、事務所に帰ってから平成8年の航空写真で確認したところ既に倉庫が建っております。

20年以上がはつきりしなかったので、顛末書も一応検討をしたのですがけれども、場所的にも問題は無く、おおむね20年経過しているということで、非農地で許可しても良いという結論に達しました。

3番と5番は今スライドにあるように、同じ敷地で、この3番の申請人の住宅が建っております。建築してから30年以上が経過しているため、非農地基準によりこれは問題無いという結論に達しました。

また、5番の1筆ですけれども、名義がややこしいところがありまして、これは名義を3番の人に変えるということでした。

4番ですが、これはスライドにあります道路です。昭和25年以前から道路であったということで、非農地については、問題はないと思います。

また、この辺は昔交換分合があったということで、名義や地目が変更されないままになっているところらしいです。担当委員、立ち会いに来た地主さん達にも聞いたのですがけれども、申請に間違いはないということです。以上です。

○議長

続きまして、担当委員からの報告があればお願いいたします。

○10番委員

調査委員長がおっしゃったとおりでございます。この2番から5番の全ての土地は先程あった5条申請地に隣接した土地でございます。この5条申請をする時に司法書士が農地であることに気づき、今回の申請となったところです。以上です。

○2番委員

2番です。番号1について、事務局並びに調査委員長より説明があったところですが、この土地は自分の畑の隣接するところにして、上の1筆は、だいぶん前から作っていませんでした。

下は以前お茶を作っていましたが、大雨の時に畑の真ん中が崩れて、眼鏡みたいな形に真ん中だけ下の段に崩れていました。その後お茶の木を抜いて、いもを作っていましたが、霜でやられたため、収穫せずそのままの状態になっています。

以上のような理由で、農地への復元は難しいだろうということです。

○議長

ただいま、事務局及び調査委員長、担当委員の方からそれぞれ詳しく報告がありました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○3番委員

1番ですが、先ほどの説明でこの下の2筆の1399平米と2499平米についてですけど、現況が原野となっております。報告ではススキやカヤという説明がございましたが、他に木などは生えてないのですか。

○9番委員（調査委員長）

真ん中の方がススキで、山との境の方は大きな木が生えております。崩れた所の方からも大きな木が大分入っています。

○3番委員

はい。道路はどうですか。

○9番委員（調査委員長）

道路がもうちょっと広がったら大型の農家も借りるのでしょうか、軽トラックが通るのがいっぱいという状態です。

○3番委員

はい。実は再生事業などいろんな事業があるものですから、国上校区にしては、広い農地だなどと思い質問しました。道路がないと無理ですね。はい、解りました。

○議長

他にはございませんか。それでは、採決したいと思います。

議案第3号「非農地証明願い」の番号1番から5番につきまして、非農地として許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号「非農地証明
願い」の1番から5番につきましては許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」説明します。資料は5ページになります。

今月のあっせん申し出は「貸したい」1件、「借りたい」が2件、「売りたい」が1
件の合計4件であります。

まず1件目の「借りたい」であります。現和上之町地区の畑かん整備済みの農地を1
0アールほど借りたいということであります。スナップエンドウを作付する予定であり
ます。場所がない場合は、田之脇、下之町付近でもいいということでした。

場所が現和校区ですので、8番の浦口委員と12番の下園委員にお願いしたいと思
います。よろしくをお願いいたします。

次に2件目の「貸したい」です。古田の畑2筆で合計が15768平米の内5060
平米であります。平成26年10月31日で現法人との貸借が終了し、更新しない旨の
連絡がありました。11月以降に借りる方がいれば貸したいということであります。場
所が古田ですので、担当の岩本委員と石寺委員にお願いしたいと思います。よろしくお
願いいたします。

次に3件目です。「借りたい」です。4月にあっせんが成立しておりますけれども、
追加で下西か住吉方面に30アールほど借りたいということであります。石寺委員と小
倉委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次のページです。4件目「売りたい」です。現和地区の田4筆、合計面積が8963
平米です。売買価格は相場に任せるということでありました。あっせん委員は、浦口委
員と下園委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ただいま「あっせん」について事務局からの説明がございました。
これにつきまして質疑のある方はございませんでしょうか。

○議長

無いようですので、あっせん委員の方々はよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

はじめに利用権の設定であります。1の1ページをお開きください。

期間が平成26年6月1日から29年5月31日の3年間、地目畑、面積2201平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人であります。

2段目です。期間が平成26年6月1日から平成31年5月31日の5年間、地目畑、面積9385平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1法人であります。

3段目です。期間が平成26年6月1日から平成32年5月31日の6年間、地目畑、面積2290平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人であります。内訳につきましては1の2ページを、詳細につきましては1の3から1の7ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転であります。2の1ページをお開きください。

今月は1件の申請がありました。平成26年5月23日に所有権移転をしようとするものであります。田が3筆で面積5538平米、原野が1筆の167平米、用悪水路が1筆の439平米であります。

詳細につきましては、2の3ページから2の5ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様方の審議をよろしく願いいたします。

○議長

ただいま事務局より議案第5号につきまして説明がありました。それでは最初に、利用権の設定について審議をしたいと思えます。それぞれ担当委員の方からの報告をお願いいたします。

○5番委員

5番です。1番と2番について説明します。12日に借人立ち会いのもと現地を確認しました。1番は、現在安納いもを作っている畑と作付けの準備をしている畑がありました。貸人とも会って確認を取りました。

2番ですが、12日に借人立会で現地を確認しております。さとうきびを作付けしてありました。貸人とは電話で確認を取っております。

1番、2番とも申請どおり間違いありませんでした。

○8番委員

はい、8番です。番号3について、報告いたします。5月12日に貸人と現地を確認いたしました。借人は何度も利用集積を申請している方で、電話で確認をいたしました。

安城平山地区の畑1筆2201平米を3年契約での申請です。以前借りていた方が返したため、このたびの申請となったようです。借人は現和武部の担い手農家の農業経営に意欲満々の方で、申請には何ら問題ないと思えます。以上です。

○議長

はい、ただいま担当委員からの調査報告がございました。それでは質疑に入ります。
意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありましたので、採決をします。利用権の設定、番号1番から3番について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、番号1番、2番、3番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして、所有権の移転について審議します。それでは、担当委員の調査報告をお願いいたします。

○7番委員

はい7番です。この件につきまして説明いたします。5月13日に譲受人立ち会いのもと現地を確認しました。現在、水稻を作付してあります。

譲渡人につきましては、現在愛知県にお住まいのため現地確認ができないということで、電話で確認をいたしました。申請どおり間違いないことを報告いたします。

また譲受人については認定農業者の認定を受けていましたけれども、今後は娘婿さんに認定を受けさせたいということで、本人は認定農業者を抜けるということでした。

婿さんが一生懸命頑張ってやっておりますので、何ら問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

はい、ただいま担当委員の方から報告がございました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

3番ですけど。この方の経営面積は7879平米となっておりますが、こんな狭い面積ではないのではないですか。

○7番委員

お答えします。これにつきましては、自分の持ち分の畑で、あと借地もありますけども、含まれておりませんので農業委員会を通してくださいとお願いしている状況です。

また婿さんにも貸していますので、農業委員会に許可申請を出してくださいというお願いをしています。以上です。

○3番委員

この申請の経営面積については、ヤミ小作であろうが全てを出すべきではないのでしょうか。実際耕作している訳ですから、全ての耕作面積を出すべきだと思うのですが、事務局どうですか。

○事務局

一応農家台帳に登録されている面積を経営面積ということで捉えています。

本来手続をしてくださいと委員の皆さん方も指導されてると思うのですが、やはり中々周知出来ないのが現状です。今回は、農家台帳上の数字ということで、御了承ください。

○2番委員

2番です。番号3の利用目的ですが、この用悪水路とはどういうことですか。

○7番委員

はい。この用悪水路となっていますが、水路が個人の土地を通っているということで、その水路の分まで一括して購入するということでもあります。

○議長

今も水路で利用はしているということですね。

○事務局

用悪水路という言葉の意味なのですが、悪という言葉が入っているので、ちょっと良い印象は無いと思いますが、用水路については良い水ということで、出て行く排水は悪い水という意味で、それを両方まとめて用悪水路という言葉になっておるようです。これは言葉の意味だったと思いますので、補足説明します。

○議長

他にはございませんか。

○議長

ただいま異議なしの声がありましたので、採決をしたいと思います。

所有権の移転1番、2番、3番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転1番、2番、3番につきましては原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

なお、現在特に認定農家ですので、農業委員会を通じて貸借をしていただくよう再度周知をお願いします。

○議長

続きまして、議案第6号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

それぞれ担当委員ごとに調査結果を簡潔に報告していただきたいと思います。

○2番委員

はい、2番です。5月12日に調査をいたしました。番号1番から順番に地目を報告します。

1番、2番は原野、3番から8番は山林、9番原野、10番から11番は山林、12番、13番は原野、14番から18番は山林、19番原野、20番、21番山林、22番原野、23番、24番山林、25番原野です。全て非農地でした。

○議長

これは全て非農地ということです。次をお願いします。

○6番委員

6番です。25番は原野で非農地です。

○9番委員

9番です。26番、27番原野でした。以上です。

○議長

ただいま、各担当委員の方から調査の報告がございました。

整理しますと、今回の荒廃農地の調査は全て非農地ということでございます。これに関しまして、担当委員の現地を見た報告ということで、了解してよろしいですか。


○議長

はい。それでは、報告の通りと判断いたしまして、今後所有者に非農地証明の通知を行うことといたします。

以上をもちまして、本日の審議については全て終了したいと思います。

平成26年5月16日

会 長

田 高 仙 三 

8番委員

浦 口 幸 夫 

9番委員

脇 田 峰 生 